



茨城県報

号外第 26 号

平成 9 年 3 月 11 日

火 曜 日

規 則

茨城県規則第 7 号

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 9 年 3 月 1 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県市町村振興資金貸付規則（昭和 4 3 年茨城県規則第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号イを次のように改める。

イ 特別貸付け

(ア) 1 号貸付け 貸付期日における資金運用部資金貸付利率から 1 パーセント（知事が特に認めた場合は、2 パーセント）を減じた利率。ただし、当該利率が 0. 1 パーセント未満となるときは、0. 1 パーセントとする。

(イ) 2 号貸付け 貸付期日における資金運用部資金貸付利率から 3 パーセントを減じた利率。ただし、当該利率が 0. 1 パーセント未満となるときは、0. 1 パーセントとする。

第 1 5 条第 1 項中「(茨城県財務規則（昭和 4 4 年茨城県規則第 1 2 号）様式第 2 8 号（その 1 ）」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月 )  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0 円 )

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)